

ヲ張リ焚火ヲ為シテ蓋成セリ

2. 所轄總戸署ニ於テハ折衝ノ余地アルヲ認メ前記従業員ニ對シ
 解散ノ上平常通り就業シ折衝スベキコトヲ説得他方事業主ニ
 對シ回答スベキコトヲ懇懇セルガ何レモ之ヲ承認従業員等
 十時三十分解散セリ

3. 一月七日午前八時ヨリ本社ニ於テ勞資代表會見折衝ヲ為シ
 シルモ意見一致ヲ見出ス能ズ今日午前九時三十分所轄總
 戸署へ出頭調停幹施方ヲ申出スル所アリタルヲ以テ今署ニ
 於テハ續願書ヲ中心ニ幹施ニ努メタル結果別記四覽書ノ通
 リ円満解決セリ

右及申(通)報候也

別記一
 嘆願書

右ハ諸物價騰貴ノ折柄生活ノ安定ヲ保チ難クニツキ左記條項承認ノ上即時御
 實行相成度此段従業員一同ヨリ嘆願候也
 萬一十時間以内ニ御回答無之場合ハ會社方ニ於テ誠意ナキモノト認メ予定ノ
 行動ニ出ハク予メ申添へ候

- 一 給料三割値上げ今月貳回ノ勘定トナスコト
 - 二 出張作業ノ場合ハ食費ハ會社員担トシ當日ハ日給ノ五分ノ半當ヲナス
 - 三 公休日ハ月ニ一回大節正月三日間トシ當日就業シタル場合ハ一人分加算支
 給トナスコト
 - 四 町工場出張ノ場合ハ往復ノ時間ヲ就業時間トナスコト
 - 五 健康保険金ヲ受ケル場合ハ一時會社ニ於テ立替ルコト
 - 六 公傷ニテ休業ノ場合ハ五分ノ半當ヲ給スルコト
 - 七 鉛毒等當月月五円ヲ給スルコト
 - 八 年ニ一回ノ定期昇給ヲ確實ニ實行スルコト
 - 九 前記事項円満解決ノ場合モ犧牲者ヲ出サザルコト
 - 十 右ノ件四月三十一日ヨリ實行ノコトトス
- 以上

昭和十二年五月六日
 宮本鋁工株式會社社長殿

従業員一同